

公益社団法人北海道交通安全推進委員会費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道交通安全推進委員会（以下「本委員会」という。）役員
の費用弁償に関する基本的事項を定めることにより、その適正な運用を図ることを目的とする。

(支給することのできる者)

第2条 この規程を適用する者は、次のとおりとする。

- (1) 非常勤役員（理事・監事）
- (2) 定款第31条に規定する顧問、相談役及び参与
- (3) 定款第41条に規定する部会の委員
- (4) 会長が特に必要と認める者

(支給の対象)

第3条 前条に規定する者が、会議、職務のために旅行をする場合は、費用弁償する。

2 前項において、費用弁償の額等については、旅費支給規程に規定する基準に準じてその費用
を支給することができるものとする。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、本委員会の設立登記のあった日（平成23年3月1日）から施行する。